

報告書にまちがいはないか

疑う余地はない

／教育長



問

- ① 災害時の危機管理に対する備えはできているのか。
- ② 19年度に入野小学校でおきた児童の傷害事故についてなぜマニュアルどおりの対応ができなかったのか。
- ③ 事故発生について学校が出された報告書について疑問をはさまざるをえない。事故は午後、6時間目の授業の始まる前に1階階段の手すりに腰かけていた児童は、同じクラスの児童に両足を持って引っぱられ、90cm下のコンクリ

ート床の上にあおむけになって頭から落ちて後頭部を打った。その時、後頭部には打撲による皮下血腫ができており病院の初診時に確認されている。報告書に記載されている内容は、左肩から落ち背中左側と左側頭部を打ったとされており、明らかに事実を偽った報告である事は言うまでもない。

報告書では痛がる所を手でさわり本人にも確かめてみたら、腫れやコブもなく吐き気もなかったので6時間目の授業に引きつづいて授業を受けさせている。ほんとうに痛がる所をさわって本人にも確かめて見たのか。少なくとも頭をなでたりさわっておけば後頭部に出きた腫れには気づいたはずである。気づいていないのはさわっていないと言う事ではないのか。

児童は、担任は何も聞かなかったし、頭のテッペンをなただけで夏休みの作品の見学のため体育館へ行くようすめられたので、泣く泣くついて行ったと話している。頭が痛い。フラフラするので医務室へ連れて行ってと言っても何も聞いてくれなかったとも言っている。児童の言う事は聞かず、報告書でも分かるように信憑性が疑われる内容についてどう説明するのか。

怪我を負った児童は放課後を待ちかね、気分の悪いのを我慢して休み休み帰っているのに、放課後も元気で遊んでいたと書かれている。こんな学校で安全が確保されるのか。危機管理への認識の甘さを問われると思う。

答

松並教育長

- ① 災害時における危機管理については、各学校に危機管理マニュアルを作成して災害時にはマニュアルに基づいて対応できるようにしている。
- ② この事故で、担任が頭を打っている事を知りながら軽い打ち身だと思って校長や養護教諭及び家庭に連絡したのは午後8時45分頃であり、事故発生から約6時間も経過しており、教諭の危機管理の甘さが問われると思う。

③ 事故発生時における児童の負傷及びその後の経過と対応について報告書に信憑性があるかとのことだが、担任教諭は怪我をした児童と足を引っ張って怪我をさせた児童にも状況を聞いたと言っており、児童が事故にあった日の放課後も元気で遊んでいたと報告書に書かれている以上、疑う余地はないと思う。

